

平成24年度行政改革の主な取り組み

平成24年 4月13日	第1回行政改革推進本部会議
平成24年 8月27日	第2回行政改革推進本部会議
平成24年 11月14日	第3回行政改革推進本部会議

行政改革集中改革プラン

1. 事務事業の見直しについて

○受益者負担の適正化(粗大ごみの有料化の検討)

平成25年4月1日から有料化を実施する。

○市民サービス利便性の向上について（窓口業務の利便性の向上、市民に分かりやすい係への再編の検討） 別紙参照

・平成25年8月から9月に市民課を玄関正面に配置し、1階民生部門の再編を実施することにより市民の利便性を上げる。また、受付案内業務を市民課に移管、次期住民情報システムの本格稼動に伴い、市民課で証明書（税証明の一部等）の発行を行うなど交付・給付・証明事務のワンストップサービスを実施する。

2. 組織機構の再編・合理化

○中央公民館の指定管理について

平成25年4月1日から指定管理を実施する。

○債権管理事務について（債権管理事務の一元処理の検討）

収納推進課を設置し、適正で効率的・効果的な債権管理を実施する。税務担当（市税・介護保険料等の現年度・過年度の徴収・滞納整理等）の第1係、税外債権担当（保育料、市営住宅使用料、奨学資金の3債権の滞納整理等）の第2係の2係体制により債権管理の一元化を推進する。

○じんけん課と生涯学習課の再編（じんけん課業務の生涯学習課への移管について）

教育委員会は独立した組織であり、教育分野以外の業務を担当することは望ましくなく、一部移管の場合も人権行政の一体化が損なわれる恐れがあるとの県教委の見解、同和問題という歴史的背景を含む人権行政は、市長部局に根幹となる課を配置し市全体で総合的に取り組むべきであると、教育委員会の判断であり困難との結論。

○市民センターのあり方について

従来の行政窓口サービスの提供を維持しつつ、福祉機能を基本に、自治・経済機能を合わせ持った組織に再編する必要がある、その仕組みづくりが不可欠との検討結果。